

国自整第57号
平成18年8月3日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車交通局技術安全部整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

道路運送車両法施行規則及び独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第66号）第1条中道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項に1号を加える規定及び同令第43条の2に1号を加える規定が平成18年8月1日から施行される。

本改正により、貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7トン以上のものは、平成18年8月1日以降の最初の新規検査又は構造等変更検査の際、自動車検査証に燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量が記載される。このため、当該記載がされた自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第94条の5第1項の証明を行う場合、指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第7条第2項の規定に基づき、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について同一であるかどうかの確認を実施する必要がある。

また、自動車検査証に燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量が記載された自動車が、一時抹消登録を受けた場合には、一時抹消登録証明書に燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量が記載される。このため、当該自動車について法第94条の5第1項の証明を行う場合、法第94条の5第5項の規定に基づき、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について同一であるかどうかの確認を実施する必要がある。

上記の理由により、「指定整備記録簿の記載要領について」（平成7年3月27日付け自整第67号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、関係者に周知徹底を図りたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

新旧対照表

○ 指定整備記録簿の記載要領について(平成7年3月27日付け自整第67号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄(規則第4号様式にあつては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。)については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項又は構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。<u>なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項又は構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。<u>なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄(規則第4号様式にあつては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。)については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項又は構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項又は構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>6. (略)</p>

(参考)

自 整 第 6 7 号
平成 7 . 3 . 2 7
改正 自 整 第 2 0 6 号
平成 8 . 1 1 . 8
改正 自 技 第 2 3 2 号 の 2
自 整 第 1 7 7 号 の 2
平成 1 0 . 1 1 . 1 9
改正 国 自 整 第 1 0 7 号 の 2
平成 1 7 . 1 2 . 2 2
改正 国 自 整 第 5 7 号
平成 1 8 . 8 . 3

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部整備課長

指定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成7年運輸省令第8号）が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。

記

1. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則（以下「規則」という。）第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要及び交換した部品を記載すること。

この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。

2. 「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄（規則第4号様式にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項

との照合」の欄。以下同じ。)については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項又は構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。

3. 「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等と用いて行う検査の結果を記載すること。
4. 「目視等による検査」の欄については、目視、ハンマ等を用いて行う検査結果を記載すること。
5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。
 - (1) 「点検及び整備の概要等」の欄については、記1. によること。
 - (2) 「自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項又は構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。
 - (3) 「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等を用いて行う点検の結果を記載すること。また、整備を実施した場合であって、検査用機械器具等を用いて検査したときにあつては、その結果を記載すること。
 - (4) 「目視等による検査」の欄については、規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。
6. 第2項から第5項((1)を除く。)について、道路運送車両法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合には、記録簿にそれぞれの自動車検査員の作業分担及び検査の年月日を記載すること。